

第3節 災害応急対策計画

第1 災害発生直前の対応

1 火山災害に関する情報の伝達

(1) 火山の異常に関する情報の収集と通報

ア 通報体制

住民等が、火山の異常と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は、次により情報を通報する。

異常発見者(住民等)	
1次通報先	↓
・屋久島町総務課【代表 TEL:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905】	
①情報防災係	(自宅)
情報防災係	(自宅)
情報防災係	(自宅)
情報防災係	(自宅)
②統括係長	(自宅)
③総務課長	(自宅)
④副町長	(自宅)
⑤町長	(自宅)
・口永良部島火山防災連絡事務所	0997-49-4531 0997-49-4532 (FAX)
・熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	(直通 0997-42-0119)
①所長	(自宅)
・口永良部島内関係機関	
①屋久島町口永良部島出張所	(直通 0997-49-2100)
出張所担当	(自宅)
②消防団口永良部分団長	(自宅)
③本村区長	(自宅)
④湯向区長	(自宅)
・消防団幹部	
①団長	(自宅)
②副団長	(自宅)
③副団長	(自宅)
④副団長	(自宅)
2次通報先	↓
熊毛支庁屋久島事務所	0997-46-2211
県危機管理課	099-286-2256 (直通) 099-286-5519 (FAX)
第十管区海上保安本部	昼間:099-250-9800 夜間・休日:099-250-9801
屋久島警察署	0997-46-2110
鹿児島地方気象台	099-250-9916
京都大学防災研究所附属 火山活動研究センター	099-293-2058

日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600 099-258-7037 (FAX)
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111(内線 2222)
陸上自衛隊第12普通科連隊	昼間:0995-46-0350(内線 237) 夜間:0995-46-0350(内線 302)
町営船 フェリー太陽Ⅱ	090-3022-3853
(三島村総務課)	099-222-3141
(十島村総務課)	099-222-2101

イ 異常現象の通報事項

通報すべき火山の異常と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民等からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

(ア) 顕著な地形の変化

- a 山・がけ等の崩壊
- b 地割れ
- c 土地の隆起・沈降等
- d 海岸線の変動

(イ) 噴気・噴煙の異常

- a 噴気口・火口の拡大、位置の移動、新たな発生等
- b 噴気・噴煙の量の増減
- c 噴気・噴煙の色、臭気・温度・昇華物等の異常

(ウ) 湧泉の異常

- a 新しい湧泉の発見
- b 既存湧泉の枯渇
- c 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等

(エ) 顕著な地温の上昇

- a 地熱地帯の拡大・移動
- b 地熱による草木の立ち枯れ等
- c 動物の異常挙動

(オ) 海水・湖沼・河川の異常

- a 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- b 軽石・死魚の浮上
- c 泡の発生

(カ) 有感地震の発生及び群発

(キ) 鳴動の発生

ウ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町役場・出張所の職員、消防組合職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

(ア) 発生の実態（発生又は確認時刻・異常現象の状況・通報者）

(イ) 発生場所

(ウ) 発生による影響（住民・動植物・施設への影響）

(2) 火山情報の発表と伝達及び通報

ア 噴火予報及び噴火警報の発表基準

(ア) 噴火警戒レベル 5（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため、住民等の避難が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報を用いて発表。

(イ) 噴火警戒レベル 4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)ため、住民等の避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報を用いて発表。

(ウ) 噴火警戒レベル 3 (入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報(略称:火口周辺警報)を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報(略称:火口周辺警報)を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)

火山活動は静穏であるが、火山現象や観測データに変化が認められる状態にあるため、火山活動状況の周知が必要と認める場合、又はレベル 1 に変更した場合に福岡管区気象台が噴火予報を用いて発表。

(カ) 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報の発表は、噴火警報等の補完及び火山性地震の発生回数など火山の状況を解説する等必要と認めるときに、福岡管区気象台が行うものとする。

(3) 火山情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、火山の情報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

ア 関係地方公共団体の機関

イ 関係警察機関

ウ 報道機関

エ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関

(4) 噴火警報に関する町における措置

町長は、屋久島町地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、町長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

2 警戒区域の設定・避難指示等

町長は、噴火警報等が発表された場合、口永良部島火山防災連絡会等における検討内容や関係機関の助言等を参考に、あらかじめ定めてある対象地域に避難指示等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な指示、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 町の実施する避難措置

ア 避難指示等の発令

町長は、基準に従って避難指示等を発令する。

イ その他の避難

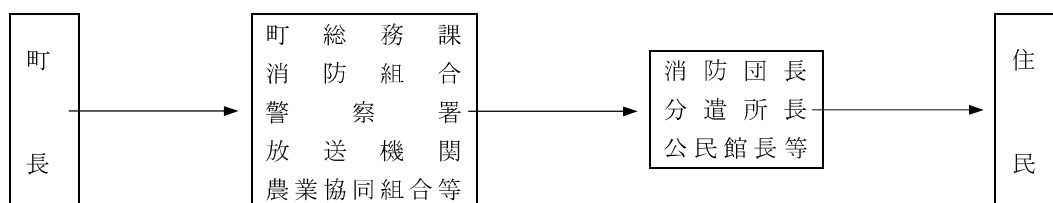
噴火の状況によっては、避難指示等の実施基準以外に次の場合が予想される。

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- (ア) 指示より早く避難する時（住民による事前避難）
- (イ) 住民等の自主判断により、指定避難所に集まった場合
- (ウ) 避難が遅れる時
- (エ) 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等による障害

(3) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。



(4) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- ウ 広報車（消防車等）による伝達
- エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- カ 有線放送・電話・航空機その他方法による伝達
- キ Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、一斉同報メール、コミュニティFM、ワンセグ（エリアワンセグ）、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

(5) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
高齢者等避難	—	5秒 ●— ●— ●— 休止（約15秒）	1点打 ●休止 ●休止 ●
避難指示	赤 色	約1分 ●— ●— 休止（約5秒）	連打 ●—●—●—●—●—●—●—●—

(6) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

(7) 報告・通報

町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに知事に報告する。

知事は、町長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、町長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は、直接必要な機関に通報することができる。

- ア 鹿児島地方気象台
- イ 県教育庁
- ウ 県警察本部
- エ 自衛隊
- オ 報道機関
- カ 日本赤十字社鹿児島県支部
- キ 九州運輸局鹿児島陸運支局
- ク 九州運輸局鹿児島海運支局
- ケ 第十管区海上保安本部
- コ その他必要とする市町村

第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、町は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 被害情報の収集・連絡

被害情報の収集・連絡についての具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。なお、収集・通報する被害情報は次のとおりである。

- (1) 噴火・地震等による被害状況（被災地域・被災人員・家屋等）
- (2) 噴火後における噴石・降灰等の状況
- (3) 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- (4) 避難指示等町の措置
- (5) 災害対策本部の設置状況
- (6) 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- (7) 車両・船舶・医療救援要請に関する情報
- (8) 避難誘導・輸送・救助等災害対策実施状況

2 通信手段の確保

通信手段及び具体的な施設等については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3 活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

- (1) 情報連絡体制の確立

口永良部島に噴火警報が発表されたときには、火山活動や被害状況等の情報を収集するため、災害担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

- (2) 災害警戒本部の設置

ア 口永良部島に噴火警報（火口周辺）（噴火警戒レベル3（入山規制））が発表されたときには、防災関係機関等の協力を得て被害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として「災害警戒本部」を設置するものとする。

イ 警戒本部に本部長・副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課統括係長をもって充てる。

ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

エ 本部長は、必要に応じて、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求める。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア 口永良部島に火山に関する特別警報（噴火警戒レベル4以上）が発表されたとき。

イ 災害が発生した際、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

(3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法
県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法
屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法
一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法

(4) 設置場所

屋久島町役場本庁（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置）

(5) 現地調整所等の設置及び閉鎖

本部は、口永良部島で大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、口永良部島現地調整所等（以下、現地調整所等）を設置することができるものとする。設置場所は、応急活動を安全に行える場所とする。

本部長は、現地調整所等を設置した場合、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求めるとともに、必要に応じて職員を派遣して本部と現地調整所等との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。

現地調整所等は、現地の応急対策が終了した場合等に廃止する。

現地調整所等の設置候補場所

口永良部島出張所
番屋ヶ峰避難所
金ヶ岳小中学校

3 動員配備体制

職員の動員配備基準は次表による。

火山災害時の職員参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容	
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 噴火警戒レベル1が継続している状況で、口永良部島の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき ▪ 噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総務課…2名 	関係機関との連携により、火山の活動状況や被害状況等の収集を行う。	
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総務課…全員 ▪ 町民課長及びその他必要と認める人員 	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。	
災害対策本部体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 噴火警報（居住地域）【特別警報】/噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総務課…全員 ▪ 町民課…全員 ▪ 別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員 	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 現地調整所等を設置するとともに、必要に応じて、職員を派遣し、本部と現地との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 噴火警報（居住地域）【特別警報】/噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総務課…全員 ▪ 町民課…全員 ▪ 別記1に掲げる課の全員 ▪ 別記1以外の課の本部長が別に定める人数各所属職員全員 	
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 噴火等大規模な災害が発生し、全庁的に対応が必要と、本部長が判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 各課職員全員 	

(別記1) 政策推進課・福祉支援課・健康長寿課・生活環境課・建設課・電気課・産業振興課・教育総務課

4 広域的応援体制

市町村相互の応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

5 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し、必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第14節「救急・救助」、第17節「緊急医療」及び第23節「医療」に準ずる。

2 消火活動

火災が発生したときは、消防団は直ちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等により避難指示が発令された場合は避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第12節「消防活動」に準ずる。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送のための具体的な対策については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」及び第16節「緊急輸送」に準ずる。

第6 避難収容活動

避難収容活動については、概ね第2編第2章第13節「避難の指示、誘導」及び第19節「指定避難所の運営」に準ずるが、災害の特殊性と離島という地理的条件により、避難発令の基準や指定避難所等は以下に述べるとおりである。

1 避難活動体制

- (1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命・身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて島外避難等の避難指示等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

町長は、噴火警戒レベルに応じて、次のとおり防災対応を行う。

噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル5 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4 kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域（火口から概ね4 kmの範囲）に到達。 (1966年11月の噴火) 	全島	島外避難指示	
	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね2.5 kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。 (2015年5月の噴火前) 噴火が発生し、火砕流が居住地域（火口から概ね2.5 kmの範囲）に到達。 (2015年5月の噴火) 	前田	島内避難指示	
	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生し、溶岩流が居住地域に到達。 	流下地域	島内避難指示	
レベル4 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4 kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。 (1966年11月の噴火前) 火砕流や溶岩流が居住地域（火口から概ね4 kmの範囲）に次第に接近。 	全島	島外高齢者等避難	
	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね2.5 kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。 (1931年4月の噴火前) 火砕流や溶岩流が居住地域（火口から概ね2.5 kmの範囲）に次第に接近。 	前田	島内高齢者等避難	

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル3 (入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> 古岳火口から噴火が発生し、古岳火口から2kmを超え概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散。 新岳及び古岳火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 (2014年8月の噴火前) 噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 (1933年12月、2014年8月の噴火) 	全島	状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等の呼びかけ	火口から概ね半径2km以内の立入禁止 南側林道口永良部線を通行止め
レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> 新岳及び古岳火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、新岳及び古岳火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内)に火砕流が流下するような噴火が予想される。 (2014年8月の噴火前) 噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内)に火砕流が流下。 (1980年9月の噴火) 	/		火口から半径1km以内(西側は2km以内)の立入禁止 南西側林道口永良部線を通行止め 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を設置
レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。 			火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会等を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・要請等を行う。
屋久島町は、連絡会等の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

(2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 住民等の自主判断により指示より早く指定避難所に集まったとき。

(ア) 火山活動状況の詳細な説明を行う。

(イ) 避難継続の支援（寝具・食糧等）を講じる。

イ 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等により避難が遅れているとき。

(ア) 集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

〔県〕

県は、必要に応じて屋久島町及び関係各機関によって構成される「口永良部島火山防災連絡会」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は屋久島町長に対し、その検討結果に基づき助言・勧告を行う。

(3) 観光客等の帰宅促進

町は、口永良部島に高齢者等避難を発表した場合（噴火警戒レベル4に引き上げられた場合など）には、島内の観光客等に火山活動が活発化している状況を伝えるとともに、必要に応じて帰宅促進を行う。

ア 宿泊施設等における呼びかけ

町災害対策本部は宿泊施設管理者等を通じて、火山活動の状況を伝達する。また、来島者の状況等を考慮し、必要に応じて宿泊者等に帰宅を呼びかける。

イ 広報等

町災害対策本部は、宿泊施設管理者や、観光協会、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）等を通じて、火山活動の状況や高齢者等避難等の発表状況などを広報する。

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

(1) 島内における避難

ア 避難者の誘導方法

(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順

- a 指定避難所への避難経路・避難方向をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- b 避難経路を定めるにあたり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ・地すべり・土石流等）の発生のおそれのある場所はできるだけ避ける。
- c 指定避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- d 避難経路の危険箇所には、標識表示・なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- e 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し安全を図る。
- f 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。
- g 避難促進施設の管理者等は、施設ごとに定めた避難確保計画に基づき施設利用者の、避難誘導を実施する。

避難経路及び指定避難所

集落名	避難経路	交通手段	指定避難所	避難港等
向江浜 前田	町道本村向江浜線～町道本村湯向線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
本村	町道本村海岸線～町道本村湯向線（又は町道本村鎌倉線～町道本村中央線～町道門ノ口線）～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
田代	林道本村線～町道本村湯向線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
寝待	林道寝待線～町道本村湯向線～林道本村線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
新村	牧道新村線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
湯向	町道湯向線	車 両 徒 歩	湯向公民館	湯向港 永迫牧場（臨時ヘリポート）

※町公衆用道路は、牧道岩屋泊線から番屋ヶ峰避難所までの区間である。

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

※町営船が入港する際は以下の点に留意する

- ・ 気象、海象の火山活動に関する情報の確認
- ・ 町営船の位置や乗客、貨物などの運行状況の把握
- ・ 乗客等の緊急の下船港の確認
- ・ 入出港の状況の把握、確認（港への噴石等の到達状況、水深）
- ・ 使用岸壁、ビット、防舷材等の係船施設の使用可否の確認
- ・ 入出港の時刻の調整、確認
- ・ 入出港作業のための陸上作業員の確保
- ・ 鹿児島運輸支局への報告

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) “はしけ”による避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、湯向港等から“はしけ”による避難を行う。なお、その際には救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く夜間照明が未整備のため、港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合同所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ 要配慮者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ 指定避難所の開設

避難者を受け入れる側の屋久島では収容人数を確認の上、施設や物資の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

島外指定避難所

避難港等	交通手段	島外（屋久島）の指定避難所
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽Ⅱ	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館
	一般船舶	宮之浦体育館
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	一般船舶	各地区公民館

※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。

※島外（屋久島）の指定避難所の開設については、避難者生活や避難先の地区住民の指定避難所の確保等を考慮する。

(3) 避難指示等の解除

町長は、避難指示の解除にあたっては、噴火警戒レベルの引き下げや口永良部島火山防災連絡会等による検討内容を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮したうえで決定する。避難指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

〔宿泊施設の経営者及び運営管理者〕

常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難にあたっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。また避難路や指定避難所等について認知しておく必要がある。

ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難するものとする。

第7 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、多様な主体と連携し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

町は、指定避難所ごとに飲料水、食糧、生活関連物資の供給にあたって避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。具体的な対策については、第2編第2章第20節「食糧の供給」、第21節「給水」及び第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

第8 保健衛生、防疫、死体の処理等に関する活動

町は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、多様な主体と連携し、地域の衛生状態にも十分配慮する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。具体的な対策については、第2編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」及び第27節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これについて、町は関係機関と協力して適切な措置を講ずる。

第10 施設、設備の応急復旧活動

町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための町土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、町は関係機関と協力し迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」、第33節「ガス施設の応急対策」、第34節「上水道施設の応急対策」及び第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第11 被災者等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。具体的な対策については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。なお、広報内容については以下による。

- (1) 火山の異常（異常現象）の状況
- (2) 火山の異常（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- (3) 避難に関する事項
 - ア 避難の必要性
 - イ 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品
 - ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
 - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
 - ア 噴火地点
 - イ 噴火の状況
 - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
 - ア 被害区域
 - イ 人の被害状況
 - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 移動無線局の配置状況
 - ウ 医療救護班の配置状況
 - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他の必要状況

第12 二次災害の防止活動

町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等二次災害の発生するおそれがあることに十分留意して、砂防施設等により二次災害の防止に努める。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

第13 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

町は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。具体的な対策については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

2 義援金・義援物資の受入れ

具体的な受入れ方法及び配分方法等については、第2編第2章第30節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

第4節 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 復旧・復興の基本的方針の決定

町は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、県及び町が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の出遣、その他の協力を求める。

第2 迅速な原状復旧の進め方

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。具体的な復旧事業の推進計画及び事業計画の種別については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

ただし、火山災害の特殊性により以下の対策についても計画的に推進する。

(1) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、町、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

ア 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行う。

この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

イ 道路の降灰除去

(ア) 主要道路の降灰除去は、県道については県が、町道については町が行う。

(イ) 主要道路以外の道路にかかわる降灰除去は、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化・円滑化に努めるものとする。

(ウ) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要となる人員・資機材等の確保に努める。

ウ 宅地内の降灰除去

(ア) 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は町長が指定する場所に集積し、町長はこれらを収集するものとする。

(イ) 町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、自主防災組織等の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

エ 農地・山地・農産物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

(2) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認したうえで、土地利用を図る。

(3) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋め立て等に利用するなど対策を検討する。

(4) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。具体的な処理計画は、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第3 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくりの基本目標

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥石流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保。
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保。
- (3) 町基盤施設（避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯・防災活動の拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港など）の整備。
- (4) 防災安全街区の整備。
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備。
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進。
- (7) 耐震性貯水槽の設置等。

第4 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

町は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

第6 継続災害への対応方針

町は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

1 避難対策

町は、気象台からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策

町は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後からの将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策

町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。